



3 電波関係の取組状況について

令和4年3月

総務省

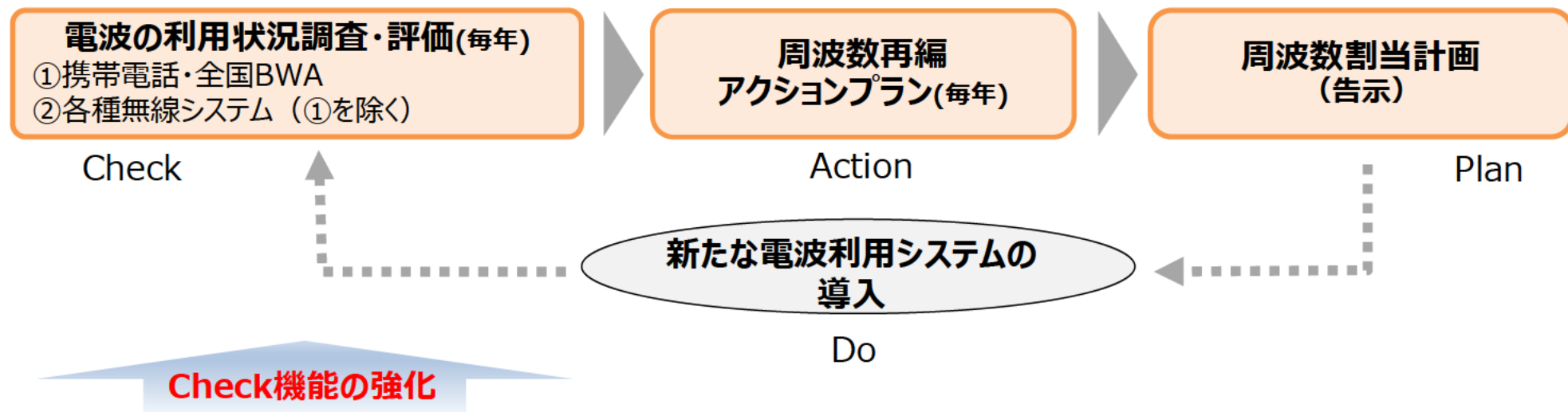
総合通信基盤局

1 提出法案の概要（電波関連部分）

2 新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会

- **電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される**電波監理審議会が行う**ものとする。
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**するとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける**。

【周波数再編のPDCAサイクル】



【電波監理審議会の機能強化】

- 有効利用評価の方針の制定
- 有効利用評価のための免許人等に対する自律的なヒアリング
- 有効利用評価の実施・勧告（周波数再編・再割当て）

→**新たな部会の設置、特別委員の追加**

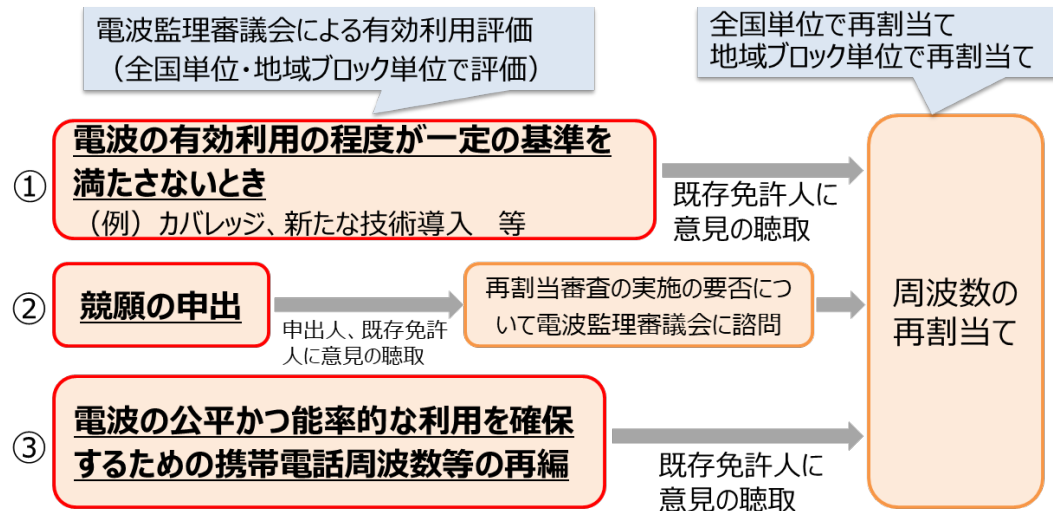
**電波の利用ニーズが
高い帯域での
周波数再編、再割当てを加速**

1 - 2 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設等

■ 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。

- 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
- **競願の申出**※を踏まえ、**再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき 等

※ 競願の申出ができる制度を新設



(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (令和4年1月時点) 単位: MHz

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 東名阪のみ	40	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	—	—	40	200	400	790
UQ Communications	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	50
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	400	720
WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	30
Rakuten Mobile	—	—	—	—	80 (40MHzは東名阪以外)	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	80	80	120	600	1,600	3,010

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間終了)

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間中)

※1 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。

※2 周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする。

※3 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあつせん・仲裁の申請を可能とする。

■ 携帯電話等に係るその他制度改正

○ 特定基地局の開設に係る責務

電気通信業務を行うことを目的とする携帯電話等の特定基地局の認定開設者は、認定計画に記載した設置場所以外の場所にも、特定基地局の開設に努めなければならないこととする。

○ 電波の公平な利用の確保に関する事項の開設計針の記載事項への追加

携帯電話等の周波数の割当てに当たって、開設計針の記載事項として、事業者ごとの割当て済みの周波数の幅等を勘案して、事業者ごとに申請可能な周波数の幅の上限に関する事項など電波の公平な利用の確保に関する事項を追加する。

1-3 電波利用料制度の見直し

- 今後3年間(令和4年度～令和6年度)の電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案した電波利用料の料額の改定を行う。
- 電波利用料の用途について、**Beyond 5G(いわゆる6G)の実現等に向けた研究開発のための補助金の交付**を可能とする。

電波利用料制度は、電波法の規定により、少なくとも3年ごと※に検討を加え、必要があると認めるときは当該検討の結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

※現在の電波利用料額は、令和元年度に施行されている。令和4年度が前回の見直しから3年目に当たる。

<用途の見直し>

電波利用共益事務に関する事項(法第103条の2第4項第3号)に「研究開発のための補助金の交付」を追加。

注1 用途については、現行の研究開発(総務大臣が主体となって直接実施するもの)に新たな実施手段(補助金の交付)を追加。

注2 電波利用共益事務の総費用(電波利用料の総額)については、現在の規模(750億円)を維持。

主な用途

- ・電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業など

電波の適正な
利用の確保
(電波利用共益事務)

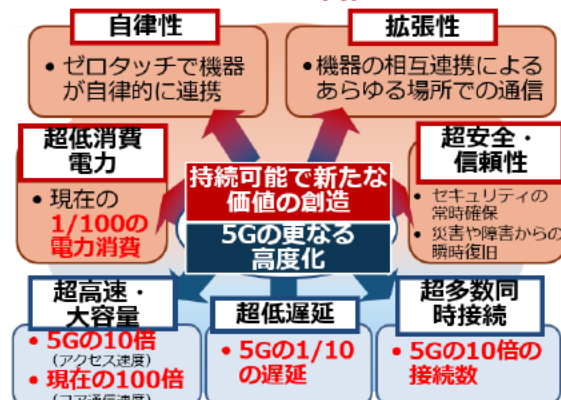
主な免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線など

電波利用料の支払
(免許人による費用負担)

Beyond 5G (6G)

2030年頃～



<料額の改定>

令和4年度～令和6年度に見込まれる電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込み等を勘案し、料額(法別表)を改定。

注 算定方法に関しては、前回(令和元年改正時)の枠組みを維持。

1 提出法案の概要（電波関連部分）

2 **新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会**

2 新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会について

- 「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する」（電波法第1条）観点から、我が国の携帯電話用周波数の割当方式の抜本的な見直しを行い、達成すべき条件（エリアカバー率等）を確保しつつ、経済的価値を一層反映した、周波数割当方式の実現を目指す。
- そのため、昨年10月より新たに検討会を開催し、諸外国の周波数割当方式を幅広く調査・分析し、オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を取りまとめた（1次取りまとめ：本年3月）。
- 1次取りまとめを受け、諸外国の周波数割当方式のメリット等を、我が国の携帯電話用周波数の割当方式に採用するための方策等について検討する。
→ 本年夏頃取りまとめ予定

主な検討内容

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 我が国の携帯電話用周波数割当方式の検証 | 3 1及び2を受け、 |
| 2 諸外国の携帯電話用周波数割当方式の調査・分析 | 諸外国の携帯電話用周波数の割当方式の |
| (1) 諸外国の周波数割当方式の調査・分析 | メリット等を踏まえた、我が国の |
| (2) オークション方式等のメリットの整理 | 新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討 |
| (3) オークション方式等のデメリットへの対応策の整理 | 4 その他 |

構成員

(座長)	柳川 範之	東京大学大学院 経済学研究科 教授	佐野 隆司	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授
(座長代理)	高田 潤一	東京工業大学 副学長	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	飯塚 留美	(一財) マルチメディア振興センター	寺田 麻佑	国際基督教大学 教養学部 上級准教授
	石田 幸枝	(公社) 全国消費生活相談員協会 理事	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
	黒田 敏史	東京経済大学 経済学部 准教授	三友 仁志	早稲田大学 国際学術院アジア太平洋研究科 教授